

社会資本総合整備計画 事後評価

平成 29年9月29日

計画の名称	東京都内における建築物の耐震改修及びアスベスト改修の促進並びに狭あい道路の拡幅整備（防災・安全）		重点計画の該当
計画の期間	平成22年度～平成28年度（7年間）	交付対象	東京都、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、武蔵村山市、福生市、奥多摩町、日の出町、檜原村、小笠原村

『建築物の耐震改修やアスベスト改修の促進、狭あい道路拡幅整備の促進等により、都民の安全と健康の確保を図る。』  
 『首都直下地震に備え、緊急輸送道路沿道建築物(\*)、避難路沿道建築物、避難所及び民間の住宅・建築物の耐震化を促進し、災害に強い東京を実現する』

計画の成果目標（定量的指標）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内における耐震性が確保された住宅の割合</li> <li>・都内における耐震性が確保された民間特定建築物の割合</li> <li>・都内における耐震性が確保された防災上重要な公共建築物の割合</li> <li>・中野区、足立区における2項道路の拡幅整備の割合</li> <li>・「調布市狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、道路の拡幅の達成割合</li> <li>・「町田市狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、狭あい道路拡幅の達成割合</li> <li>・「武蔵野市狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、狭あい道路拡幅の達成割合</li> <li>・「三鷹市狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、狭あい道路拡幅の達成割合</li> <li>・板橋区における指定道路情報（①指定道路図、②指定道路調書）の整備割合</li> <li>・江戸川区における指定道路情報（指定道路図）の整備割合</li> <li>・都内の緊急輸送道路沿道における耐震性が確保された建築物の割合                      （*緊急輸送道路沿道建築物：緊急輸送道路に敷地が接し、高さが道路幅員の1/2を超える建築物）</li> <li>・都内における耐震性が確保された避難所等の割合</li> <li>・西東京市におけるバリアフリー環境が整備された駅の割合</li> <li>・「杉並区狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、狭あい道路拡幅の達成割合</li> <li>・「府中市狭あい道路拡幅整備促進計画」に基づく、狭あい道路拡幅の達成割合</li> <li>・練馬区における道路台帳（道路種別）のホームページ公開</li> </ul>

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値	中間目標値	最終目標値	
	(H22末)	( - )	(H28末)	
(緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率) = (耐震性が確保された緊急輸送道路沿道建築物数) / (緊急輸送道路沿道建築物数) (%)	81.3%	-	100%	※緊急輸送道路沿道建築物耐震化率の当初現況値は、H24年2月末の値とする。
(住宅の耐震化率) = (耐震性が確保された住宅数) / (全住宅数) (%)	81.2%		90.0%	※中野区、武蔵野市、町田市、板橋区、足立区における当初現況値については、H22年度当初の値とする。
(民間特定建築物の耐震化率) = (耐震性が確保された民間特定建築物数) / (全民間特定建築物数) (%)	82.3%		90.0%	※調布市における「狭あい道路の拡幅整備割合」の当初現況値については、H23年度当初の値とする。
(防災上重要な公共建築物の耐震化率) = (耐震性が確保された防災上重要な公共建築物数) / (全防災上重要な公共建築物数) (%)	90.3%		100.0%	※三鷹市、府中市における「狭あい道路の拡幅整備割合」の当初現況値については、H26年度当初の値とする。
(中野区における2項道路の拡幅整備割合) = (拡幅整備された延長) / (中野区における2項道路総延長) (%)	24.0%	-	28.0%	
(足立区における細街路の拡幅整備割合) = (拡幅整備された延長) / (足立区における細街路総延長) (%)	20.1%	-	20.9%	
(武蔵野市における狭あい道路の拡幅整備割合) = (拡幅整備された中心延長) / (武蔵野市における狭あい道路中心総延長) (%)	21.3%	-	29.1%	※杉並区における「杉並区における2項道路の拡幅整備割合」の当初現況値については、H26年度当初の値とする。
(「調布市狭あい道路拡幅整備促進計画」の達成割合) = (拡幅整備された延長) / (調布市における2項道路総延長) (%)	15.7%	-	18.0%	
(「町田市狭あい道路拡幅整備促進計画」の達成割合) = (拡幅整備実績延長) / (「町田市狭あい道路拡幅整備促進計画」延長) (%)	12.7%	-	100.0%	※足立区の狭あい道路整備等促進事業にかかる最終目標値については、H22年度末の値とする。
(三鷹市における狭あい道路の拡幅整備割合) = (拡幅整備実績延長) / (狭あい道路総延長) (%)	7.8%	-	10.2%	※江戸川区の「江戸川区における指定道路図の整備割合」の当初現況値については、H24年度当初の値とし、最終目標値についてはH24年度末の値とする。
板橋区における狭あい道路実態調査等のデータ及び建築基準法第42条第2項道路判定委員会の資料データをもとに算出する。 ①(板橋区における指定道路図の整備割合) = (指定道路図が作成された路線数) / (指定道路全路線数) (%)	0.0%	-	100%	
板橋区における狭あい道路実態調査等のデータ及び建築基準法第42条第2項道路判定委員会の資料データをもとに算出する。 ②(板橋区における指定道路調書の整備割合) = (指定道路調書が作成された路線数) / (指定道路全路線数) (%)	0.0%	-	100%	※練馬区の「道路台帳（道路種別）の







C-7-4	地震時の避難が困難な高齢者世帯等に対して、耐震シェルター等の設置助成を行い、区民の安全を確保する。
C-8-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-8-2	木造・非木造住宅で耐震性のないものに対して補強工事・建替え工事を行い、耐震化を促進する。
C-9-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-10-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-11-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-11-2	住宅・建築物安全ストック形成事業(延べ面積、階数等)に該当しない公共施設の耐震化を図ることにより、安心・安全なまちづくりが実現できる。
C-11-3	民間の行う住宅の耐震改修工事に対して助成を行い、災害に強いまちづくりを実現する。
C-12-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-12-2	パンフレット作成、アドバイザー派遣など、普及啓発を重点的に行うことにより、耐震診断、計画設計、耐震改修の件数を増加させ、建物の耐震性能の把握と、耐震性向上に効果がある。
C-12-3	耐震改修工事の事例が少ない中、耐震改修工事を推進して具体的な例を増やすことにより、改修工事に対する問題点を明らかにして、他事例がスムーズに耐震化が進むようにする効果が期待できる。
C-12-4	要援護者の居住する住宅について、耐震シェルターを設置助成をすることにより、いつ発生するか予測不可能な首都直下型地震に対する人命保護優先し、今後の建築物全体の耐震化推進をして行く上で期間の余裕を作る効果がある。
C-13-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-13-2	地震時の避難が困難な高齢者世帯等に対して、耐震シェルター等の設置助成を行い、耐震化を促進する。
C-14-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-15-1	段階的耐震改修に助成を行い、計画的かつスムーズに耐震性の向上が実現する。
C-15-2	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-15-3	耐震シェルター等設置助成を行うことにより、地震に対する安全性の確保及び向上を図り、地震に強い安全なまちづくりを進めていく。
C-15-4	住宅・建築物安全ストック形成事業の要件(延べ面積、階数等)に該当しない建築物に対して、耐震改修助成を行い、地震に強い安全なまちづくりを進めていく。
C-16-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-16-2	木造住宅の耐震改修工事及び耐震改修に伴う狭あい道路部分の工事、防火構造への改修工事について、耐震改修と同時に助成を行うことで耐震化を促進する。
C-16-3	耐震改修を行えない低所得の高齢者世帯等について、耐震シェルター等の設置助成を行い、耐震化を促進する。
C-17-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-17-2	旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して、除却工事助成を行うことで建替えを促し、耐震化を促進する。
C-17-3	耐震シェルター等設置助成を行うことにより、地震に対する安全性の確保及び向上を図り、地震に強い安全なまちづくりを進めていく。
C-18-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-18-2	アスベスト台帳の更新のためのデータベースを作成し、既存建築物の安全確保のために広く活用する。
C-19-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-19-2	墨田区内にある木造住宅の所有者または居住者で耐震相談を希望するものに相談員を派遣し、アドバイスをすることで耐震診断や耐震改修につなげる。
C-19-3	墨田区の耐震補強を進めるため、区と連携して耐震化に係る普及啓発活動を行う団体に対し、普及啓発活動又は普及啓発団体の構成員の技術力の向上に係る経費の一部を補助する
C-19-4	耐震改修と福祉改修のコーディネートを行うことにより耐震診断や耐震改修につなげる。
C-19-5	木造住宅に対して、耐震改修助成を行い、住宅の耐震化を促進する。
C-20-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-20-2	木造戸建住宅に対して耐震ベッドの設置助成を行い、耐震改修実施までの補完を図る。
C-20-3	新耐震基準を満たした建築物のエレベーター内に非常時用の防災キャビネット配置することで、発災時の安全性の向上を図る。
C-20-4	耐震改修が困難な老朽木造住宅を除却することにより、建替えによる耐震化促進につなげる。
C-20-5	店舗併用住宅など、住宅部分が二分の一に満たない戸建て住宅に対して助成を行うことで、耐震化の促進を図る。
C-20-6	インターネットで建築基準法上の指定道路を公開することで、事前に耐震化を強化すべき道路の情報提供を行うことができ、効果的な耐震改修促進事業を行うことができる。
C-21-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-21-2	耐震強度不足の木造住宅の除却工事に対して助成を行い、災害に強いまちづくりを実現する。
C-22-1	都条例により耐震診断の実施を義務づけられた特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断助成を行い、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する。
C-22-2	経年劣化や耐震強度が不足している木造住宅に対して、除却助成を行い、災害に強いまちづくりを実現する。
C-22-3	シェルターの助成



番号	一体的に実施することにより期待される効果				備考
2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況					
I 定量的指標に関連する交付対象事業の効果の発現状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化推進条例制定による特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震診断の義務化、民間と行政とが連携した普及啓発の充実、相談体制の整備や助成制度の充実を図る等により、耐震化率が上昇した。</li> <li>安全性を確保する必要性の高い狭あい道路の拡幅整備や、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営等により、狭あい道路の解消率及び狭あい道路データベースの整備率について、概ね最終目標を達成することができた。</li> </ul>			
II 定量的指標の達成状況	指標①（緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因	平成23年3月に耐震化推進条例を制定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対して耐震診断を義務付けるとともに、診断や改修等に対して手厚い助成を行う等、重点的かつ集中的に取り組んできた。分譲マンションにおいて区分所有者間の合意形成に時間を要していること等が要因となり、耐震化へ至らなかった建築物が一定数あったため、平成27年末時点の実績値は最終目標値と比べ19.1ポイントの差が出たと考えられる。
		最終実績値	80.9% ※H27年末実績値		
	指標②（住宅の耐震化率）	最終目標値	90%	目標値と実績値に差が出た要因	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）及び「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を踏まえ、改修等に対する助成を行う等耐震化に取り組んできた。平成20年度に発生したリーマンショックにより着工戸数が減少し、その後回復基調にあるものの従前の戸数までには回復していないことや、建物所有者の事情により助成制度が目標値を達成できるほど活用されなかったこと等が要因となり、平成26年度末時点の実績値は最終目標値と比べ6.2ポイントの差が出たと考えられる。
		最終実績値	83.8% ※H26年度末実績値		
	指標③（民間特定建築物の耐震化率）	最終目標値	90%	目標値と実績値に差が出た要因	国の基本方針等を踏まえ、耐震化率90%を目標として耐震化の働きかけを通じて取り組んできた。平成20年度に発生したリーマンショック後、着工件数が減少傾向にあること等が要因となり、平成26年度末時点の実績値は最終目標値と比べ4.4ポイントの差が出たと考えられる。
		最終実績値	85.6% ※H26年度末実績値		
	指標④（防災上重要な公共建築物の耐震化率）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因	都有建築物については、「東京都が所有する防災上重要な公共建築物の耐震化整備プログラム」に基づく等、防災上重要な公共建築物の耐震化率100%を目指してきた。建替え工事において土壌汚染が見つかり工事が遅延した建築物等が要因となり、平成26年度末時点の実績値は最終目標値と比べ3.3ポイントの差が出たと考えられる。
		最終実績値	96.7% H26年度末実績値		
	指標⑤（中野区における2項道路の拡幅整備割合）	最終目標値	28%	目標値と実績値に差が出た要因	<p>内的要因：整備箇所以外の隣地や周辺で施工可能な箇所への整備を積極的に働きかけたため。 予算処置で整備費用を増額したため。</p> <p>外的要因：金利等の処置により、建築の戸数が増えたため。</p>
		最終実績値	28.80%		
指標⑥（足立区における細街路の拡幅整備割合）	最終目標値	20.9% ※H22年度末目標値	目標値と実績値に差が出た要因		
	最終実績値	20.90%			
指標⑦（武蔵野市における狭あい道路の拡幅整備割合）	最終目標値	29.10%	目標値と実績値に差が出た要因	狭あい道路の整備延長については地権者の建物更新に因る部分が多いが、武蔵野市は特定行政庁と協力し、確実に狭あい協議を推進してきた。また、市としても路線整備の際に未協議宅を訪問し整備の協力を求めるなど、積極的に進捗を図ってきたことが要因と考える。	
	最終実績値	29.96%			
指標⑧（「調布市狭あい道路拡幅整備促進計画」の達成割合）	最終目標値	18%	目標値と実績値に差が出た要因	狭あい道路拡幅整備の工事件数が増加したため。	
	最終実績値	18.76%			
指標⑨（「町田市狭あい道路拡幅整備促進計画」の達成割合）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因		
	最終実績値	100%			
指標⑩（三鷹市における狭あい道路の拡幅整備割合）	最終目標値	10.20%	目標値と実績値に差が出た要因	整備対象の狭あい道路拡幅整備申請件数が予測を上回ったため。	
	最終実績値	11.68%			

	指標⑪（板橋区における指定道路図の整備割合）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因	
		最終実績値	100% ※H27末実績値		
	指標⑫（板橋区における指定道路調書の整備割合）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因	
		最終実績値	100% ※H27末実績値		
	指標⑬（江戸川区における指定道路図の整備割合）	最終目標値	100% ※H24末目標値	目標値と実績値に差が出た要因	
		最終実績値	100%		
	指標⑭（西東京市におけるバリアフリー環境整備割合）	最終目標値	100%	目標値と実績値に差が出た要因	本事業は、ひばりヶ丘駅において、高齢者や、障害者等の公共交通機関利用や、駅南北地区の円滑な移動等に配慮したまちづくりを進めるため駅北口にエレベーター等を設置するものである。エレベーター等は、軌道敷地側に余地がないため都市計画道路（西3・4・21）の駅前広場の一部に設置することとし、当該都市計画道路の用地買収の進捗状況のほか、エレベーター等の整備手法の検討や鉄道事業者との調整を行った結果、平成27年度の整備は行わないこととなった。
		最終実績値	80%		
	指標⑮（杉並区における2項道路の拡幅整備割合）	最終目標値	30.10%	目標値と実績値に差が出た要因	狭あい道路事業の積極的な広報活動等により、拡幅整備に対する区民の理解が増し、整備量の増加につながったため。
		最終実績値	31%		
	指標⑯（府中市における狭あい道路の拡幅整備割合）	最終目標値	9.49%	目標値と実績値に差が出た要因	建築基準法第42条第2項道路沿いにおいて建築行為がなされる場合、積極的に寄付申請を行うように働きかけるとともに、その周辺権利者に対しても積極的に寄付の働きかけを行い拡幅工事を行った。このことにより、当初の目標値以上に市内の狭あい道路の解消に繋がった。
		最終実績値	9.42%		
	指標⑰練馬区における道路台帳（道路種別）のホームページ公開	最終目標値	100% ※H27末目標値	目標値と実績値に差が出た要因	本計画においては、道路台帳を含む各種建築物情報のGISによる一元化を目的としたシステムの構築を、平成27・28年度の2ヶ年をかけて行った。指標である道路種別のホームページ公開については、第2期計画において、システム内に収容した道路台帳データを用いて、道路種別のホームページ公開を行う。（平成29年度予定） ※H28最終実績値は、H27～H29の事業費から算出した想定値
		最終実績値	99.70%		
Ⅲ定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況（必要に応じて記述）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、都と区市町村とが連携して、相談体制の整備や耐震改修工法の情報提供等、環境整備や技術的支援を行ってきた。こうしたことを通じて、所有者の意識が高まり、耐震化の取組につながった。</li> <li>・狭あい道路の拡幅整備やデータベースの公開等により、安全な住宅市街地の形成及び、老朽ストックの建替え等の円滑化に寄与した。</li> </ul>				
3. 特記事項（今後の方針等）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に強い首都東京の実現のため、引き続き都と区市町村との連携を強化し、地域の実情や建物所有者の事情などを踏まえた耐震化施策を展開していく。</li> <li>・引き続き安全な住宅市街地の形成等のため、区市町村を通じ、積極的な狭あい道路整備等を働きかけるなど、狭あい道路解消に向けて、事業を継続する。</li> <li>・ひばりヶ丘駅北口のエレベーター等整備は、平成29年度より社会資本総合整備計画（バリアフリー環境整備と安全・安心・快適なまちづくり）に基づき整備し、平成30年度に完了予定である。</li> </ul>					

